

東労基発 0902 第 1 号
令和 2 年 9 月 2 日

各 位

東京労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた
全国労働衛生週間の対応について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 16 日付け東労発基 0716 第 2 号「令和 2 年度（第 71 回）全国労働衛生週間の実施について」により、全国労働安全衛生週間の積極的な実施についてお願いしたところです。

本年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、特に、実施事項にある、「労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰」、「緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施」、「労働衛生に関する講習会・見学会等の開催」などについては、いわゆる“3つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避ける等十分な感染防止措置を講じた上で取り組むようお願いいたします。

また、別添「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策を図るようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであることから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきますようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html